

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を
改正する省令（仮称）案について

平成 31 年 3 月 8 日
国 土 交 通 省

I. 背景

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）は、平成 30 年 6 月 13 日に公布されたところ、法の施行に当たり、法及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成 30 年政令第 308 号。以下「令」という。）において国土交通省令で定めることとされた事項について定める必要がある。

II. 概要

1. 地域福利増進事業関係

(1) 特定所有者不明土地への立入り等の許可の申請手続（法第 6 条関係）

- ① 法第 6 条の規定による許可の申請をしようとする者は、申請者の氏名又は名称及び住所、事業の種別、立入りの目的等を記載した申請書を、特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこととする。
- ② ①の申請書には、申請者の住民票の写し又はこれに代わる書類、特定所有者不明土地の写真等を添付しなければならないこととする。

(2) 障害物の伐採等の許可の申請手続（法第 7 条第 1 項関係）

- ① 法第 7 条第 1 項の規定による許可の申請をしようとする者は、申請者の氏名又は名称及び住所、事業の種別、伐採等の目的等を記載した申請書を、障害物の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこととする。
- ② ①の申請書には、申請者の住民票の写し又はこれに代わる書類、障害物の写真等を添付しなければならないこととする。

(3) 障害物の伐採等の公告及び通知の方法（法第 7 条第 2 項関係）

- ① 法第 7 条第 2 項の規定による公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならないこととする。
- ② 法第 7 条第 2 項の規定による通知は、文書により行わなければならないこととする。

(4) 現状を著しく損傷しない場合の障害物の伐採等の許可の申請手続（法第 7 条第 3 項関係）

法第 7 条第 3 項の規定による許可の申請手続は、(2)と同様とする。

(5) 現状を著しく損傷しない場合の障害物の伐採等の公告及び通知の方法（法第 7 条第 3 項関係）

法第 7 条第 3 項の規定による公告及び通知の方法は、(3)と同様とする。

- (6) 証明書等の様式（法第 8 条第 1 項及び第 2 項関係）
法第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する証明書及び書面の様式を定める。
- (7) 裁決申請書の様式（令第 5 条関係）
令第 5 条に規定する裁決申請書の様式を定める。
- (8) 物件所有者確知必要情報を保有すると思料される者（令第 6 条第 2 号関係）
令第 6 条第 2 号の国土交通省令で定める者は、当該物件を現に占有する者、当該物件に関し所有権以外の権利を有する者、当該物件がある土地に関し所有権その他の権利を有する者等とする。
- (9) 物件の所有者と思料される者が記録されている書類（令第 6 条第 3 号及び第 4 号関係）
令第 6 条第 3 号及び第 4 号の国土交通省令で定める書類は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成 30 年国土交通省令第 83 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類と同様とする。
- (10) 物件の所有者を特定するための措置（令第 6 条第 5 号関係）
令第 6 条第 5 号の国土交通省令で定める措置は、規則第 3 条に規定する措置と同様とする。
- (11) 裁定申請書の様式（法第 10 条第 2 項関係）
法第 10 条第 2 項に規定する裁定申請書の様式を定める。
- (12) 事業計画書の記載事項（法第 10 条第 3 項第 1 号へ関係）
法第 10 条第 3 項第 1 号への国土交通省令で定める事項は、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じた場合の当該措置の概要等とする。
- (13) 土地等権利者確知必要情報を保有すると思料される者（令第 7 条第 2 号関係）
令第 7 条第 2 号の国土交通省令で定める者は、土地等を現に占有する者等のほか、土地の権利者の探索を行う場合においては土地の所有者等、物件の権利者の探索を行う場合においては物件の所有者等とする。
- (14) 土地等の権利者と思料される者が記録されている書類（令第 7 条第 3 号及び第 4 号関係）
令第 7 条第 3 号及び第 4 号の国土交通省令で定める書類は、規則第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類と同様とする。
- (15) 土地等の権利者を特定するための措置（令第 7 条第 5 号関係）
令第 7 条第 5 号の国土交通省令で定める措置は、規則第 3 条に規定する措置と同様とする。

(16) 裁定申請書の添付書類（法第 10 条第 3 項第 5 号関係）

法第 10 条第 3 項第 5 号の国土交通省令で定める書類は、事業者の住民票の写し又はこれに代わる書類、事業区域を表示する図面、事業計画を表示する図面、特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた所有者の全部又は一部を確知することができない事情を明らかにする書類等とする。

(17) 住民の意見を反映させるために必要な措置（法第 10 条第 5 項関係）

法第 10 条第 5 項の国土交通省令で定める方法は、協議会の開催、印刷物の配布等による事業計画の案に対する住民の意見の募集等とする。

(18) 裁定申請があった旨等の公告の方法（法第 11 条第 4 項関係）

法第 11 条第 4 項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、事業区域内の適当な場所等に掲示して行わなければならないこととする。

(19) 異議等の申出の方法（法第 11 条第 4 項第 3 号関係）

法第 11 条第 4 項第 3 号の規定による申出をしようとする者は、申出者の氏名又は名称及び住所、特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積、当該異議の内容等を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。

(20) 公告事項（法第 11 条第 4 項第 4 号関係）

法第 11 条第 4 項第 4 号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から 6 月以内に同項第 3 号の規定による申出がないときは、都道府県知事が土地使用权等の取得についての裁定をすることがある旨とする。

(21) 裁定申請があった旨の通知の方法（法第 11 条第 5 項関係）

法第 11 条第 5 項の規定による通知は、文書により行わなければならないこととする。

(22) 裁定申請の却下の通知の方法（法第 12 条第 3 項関係）

法第 12 条第 3 項の規定による通知は、文書により行わなければならないこととする。

(23) 証明書の様式（第 13 条第 6 項関係）

第 13 条第 6 項に規定する証明書の様式を定める。

(24) 裁定の公告の方法（法第 14 条関係）

法第 14 条の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならないこととする。

(25) 標識の設置（法第 20 条第 1 項関係）

法第 20 条第 1 項の規定による標識の設置は、使用权者の氏名又は名称、使用权設定土地の所在

及び地番、土地等使用権の存続期間等を表示した標識により行わなければならないこととする。

(26) 権利の譲渡の承認の申請手続（法第 22 条第 1 項関係）

- ① 法第 22 条第 1 項の規定による承認の申請をしようとする者は、譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所、事業の種別、承認申請をする理由等を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。
- ② ①の申請書には、譲受人の住民票の写し又はこれに代わる書類、譲受人の事業計画書等を添付しなければならないこととする。

(27) 権利の譲渡の承認の公告の方法（法第 22 条第 2 項関係）

法第 22 条第 2 項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならないこととする。

(28) 裁定の取消しの公告の方法（法第 23 条第 2 項関係）

法第 23 条第 2 項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならないこととする。

(29) 証明書の様式（法第 25 条第 3 項及び法第 26 条第 2 項関係）

- ① 法第 25 条第 3 項に規定する証明書の様式を定める。
- ② 法第 26 条第 2 項において準用する法第 13 条第 6 項に規定する証明書の様式を定める。

2. 土地収用法の特例関係

(1) 裁定申請書の様式（法第 27 条第 2 項関係）

法第 27 条第 2 項に規定する裁定申請書の様式を定める。

(2) 事業計画書の記載事項（法第 27 条第 3 項第 1 号関係）

法第 27 条第 3 項第 1 号の国土交通省令で定める事項は、事業計画の概要、事業の開始及び完成の時期、事業に要する経費及びその財源等とする。

(3) 土地関係人確知必要情報を保有すると思料される者（令第 8 条第 2 号関係）

令第 8 条第 2 号の国土交通省令で定める者は、当該土地等を現に占有する者のほか、土地の権利者の探索を行う場合においては当該土地の所有者等、物件の所有者の探索を行う場合においては当該物件の権利者等、物件の権利者の探索を行う場合においては当該物件の所有者等とする。

(4) 土地の関係人と思料される者が記録されている書類（令第 8 条第 3 号及び第 4 号関係）

令第 8 条第 3 号及び第 4 号の国土交通省令で定める書類は、規則第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類と同様とする。

(5) 土地の關係人を特定するための措置（令第 8 条第 5 号關係）

令第 8 条第 5 号の国土交通省令で定める措置は、規則第 3 条に規定する措置と同様とする。

(6) 裁定申請書の添付書類（法第 27 条第 3 項第 3 号關係）

法第 27 条第 3 項第 3 号の国土交通省令で定める書類は、起業地を表示する図面、事業計画を表示する図面、特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた所有者の全部又は一部を確知することができない事情を明らかにする書類等とする。

(7) 裁定申請があつた旨等の公告の方法（法第 28 条第 1 項關係）

法第 28 条第 1 項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならないこととする。

(8) 異議等の申出の方法（法第 28 条第 1 項第 3 号關係）

法第 28 条第 1 項第 3 号の規定による申出をしようとする者は、申出者の氏名又は名称及び住所、特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積、当該異議の内容等を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。

(9) 公告事項（法第 28 条第 1 項第 4 号關係）

法第 28 条第 1 項第 4 号の国土交通省令で定める事項は、同項の規定による公告の日から 2 週間以内に同項第 3 号の規定による申出がないときは、都道府県知事が当該特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすることがある旨とする。

(10) 裁定申請があつた旨の通知の方法（法第 28 条第 2 項關係）

法第 28 条第 2 項の規定による通知は、文書により行わなければならないこととする。

(11) 裁定申請の却下の通知の方法（法第 29 条第 3 項關係）

法第 29 条第 3 項の規定による通知は、文書により行わなければならないこととする。

(12) 裁定手続開始の決定の通知（法第 30 条第 1 項關係）

都道府県知事は、法第 30 条第 1 項の規定により裁定手続の開始を決定したときは、直ちに、起業者にその旨を通知しなければならないこととする。

(13) 裁定手続開始の決定の公告の方法（法第 30 条第 1 項關係）

法第 30 条第 1 項の規定による公告は、公報その他所定の手段により行わなければならないこととする。

(14) 証明書の様式（法第 32 条第 6 項關係）

法第 32 条第 6 項において準用する法第 13 条第 6 項に規定する証明書の様式を定める。

(15) 裁定の公告の方法（法第 33 条関係）

法第 33 条の規定による公告は、公報その他所定的手段により行わなければならないこととする。

(16) 担保の取得及び取戻しの手続（法第 35 条関係）

土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 19 条から第 22 条までの規定は、特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償における担保の取得及び取戻しの手続について準用することとする。

(17) 物件の収用の請求書及び工事又は移転の代行の要求書の記載事項（法第 35 条第 2 項関係）

法第 35 条第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 法第 35 条第 1 項において準用する土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 79 条の規定による請求をしようとする場合においては、移転しなければならない物件の位置、種類及び数量、当該物件に相当するものを取得するのに要する価格の見積額並びに当該物件の移転料の見積額
- ② 法第 35 条第 1 項において準用する土地収用法第 84 条第 1 項の規定による要求をしようとする場合においては、当該要求をする理由
- ③ 法第 35 条第 1 項において準用する土地収用法第 85 条第 1 項の規定による要求をしようとする場合においては、移転しなければならない物件の位置、種類及び数量並びに当該要求をする理由

(18) 証明書の様式（法第 36 条第 2 項関係）

法第 36 条第 2 項において準用する法第 13 条第 6 項に規定する証明書の様式を定める。

(19) 都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用に関する特例関係（法第 37 条関係）

- ① (1)、(2) 及び (6) から (13) までは、法第 37 条第 1 項の裁定の申請について準用することとする。
- ② (14) から (18) までは、法第 37 条第 3 項の裁定について準用することとする。

3. その他

その他所要の規定の整備を行う。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成 31 年 4 月下旬

施行：平成 31 年 6 月 1 日